特別定額給付金(新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連)FAQ

国（総務省）による、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」下での、国民の家計への支援が始まります。4月28日の総務省のHPを参考に作ってみました。

* **Q:どこが手続きをしてくれるのですか？**

A:市区町村です。

* **Q:誰が対象になり、誰に支給されるのですか？**

A：令和2年4月27日）に、住民基本台帳に記録されている、赤ちゃんからお年寄りまでの全ての方が対象で、その世帯主（受給権者）に支給されます。

* **Q:給付額はいくらですか？**

A： 1人につき10万円です。収入による制限はありません。また、基本手当（失業手当）を受給していても、年金を受給していても、受給できます。

* **Q:どうやって申請するのですか？**

【郵送申請方式】

* 市区町村から世帯主（受給権者）あてに申請書が郵送されます。その申請書に記入し、①②を同封して、市区町村に郵送します。

① 本人確認書類：マイナンバーカード、運転免許証等の写し

② 振込先口座確認書類：金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳やキャッシュカード、インターネットバンキングの画面の写し

* 市区町村の窓口に出向く必要はありません。

【オンライン申請方式】

* マイナンバーカード（通知カードではありません）所持者限定
* マイナポータルから振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請
* 電子署名により本人確認を実施し、本人確認書類は不要になります。
* Q：申請期間は？

A：申請開始時期：5月1日になると思われます。（4月30日に補正予算成立予定のため）

　　申請期間：郵送申請方式の受付開始日から３か月以内です。

* Q：問い合わせ先は？
A:コールセンターは、03-5638-5855　応対時間 9：00～18：30 （土、日、祝日を除く）
* **給付金を装った詐欺にご注意ください。「個人情報」「通帳、キャッシュカード」「暗証番号」を聞かれたら、それは詐欺です！**